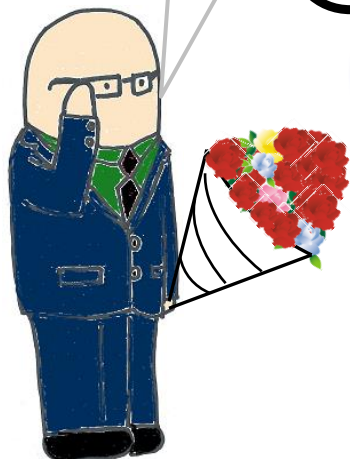


健康事業所宣言

~Small Challenge~

健康事業所宣言の手続き

なまら簡単だべさ。



②

必要事項を記入し、協会けんぽ宛にFAXにて送付。

①

エントリーシートをダウンロードし取組み項目を決める。

③

協会けんぽより、「健康事業所宣言認定証」が送付される。

○エントリー後は取組みを続けていただき、2月末に取組結果報告書(自己採点式の簡単な様式)を送付いたしますので、ご提出いただきますよう、お願いいたします。

○エントリーした事業所には定期的に、職場内で回覧いただけるような健康づくりに関する情報紙を送付いたします。

※エントリー後に虚偽の申請や、一切取組みが無い場合には、認定取消しとなる場合があります。

健康事業所宣言のメリット

事業所のイメージアップ

- 社内、社外へのイメージの向上
- 企業ブランド価値の向上

事業所名称と事業所所在地を徳島支部HPに掲載

- 全国健康保険協会徳島支部のHPにて公開
- 徳島支部のHPとリンクし、自社のHPでもより一層のアピール

「健康事業所宣言認定証」の贈呈

- A4サイズのため、自社の受付に掲示し、来社される方にアピール
- HPで公開しているイラストを名刺や自社HPで利用

協会けんぽによる無料の健康づくり支援

- レッツエンジョイエクササイズ等の健康づくり支援を**無料**で利用可能
- 事業所訪問による食生活改善指導等の無料の研修が受講可能

株式会社 徳島銀行による金利優遇があります。

全国健康保険協会徳島支部では、平成29年1月17日に株式会社 徳島銀行様と業務連携・協力に関する協定書を締結いたしました。

この協定締結により、株式会社 徳島銀行様の「とくぎんトモニ成長戦略ファンド」の所定金利より最大年「0.2%の金利優遇」を受けることができる対象になります。

※詳細につきましては、徳島銀行本支店にお問い合わせ願います。

※ご融資の際には、株式会社 徳島銀行様の所定の審査がございますので、健康事業所宣言認定証を受けたからといって、必ずご融資を受けられるとは限りませんので、ご注意願います。

○協会けんぽ徳島支部では、事業所や加入者の健康増進のために協会けんぽと連携して応援していただける団体・企業からのお申し出をお待ちしております。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ TEL 088-602-0251（直通）